



ひとり親の方の養育費確保を支援します！！ (公正証書などの作成や、保証会社との保証契約を支援します)

- 養育費は「こどもの権利」です。養育費を確実に受け取るためには、
- ☞ 父母の間で「強制力のある書面（公正証書など）」を取り交わしておくこと、
 - ☞ 未払いが発生したときのために、立替払いなどを受けることが出来る保証契約を保証会社と締結することが有効です。

長久手市では、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、以下の費用について補助金を交付し、ひとり親の方を支援しています。

公正証書などの作成	養育費保証契約の締結
<p>※公正証書など…強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの。</p>	<p>※養育費保証契約…養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする契約。</p>
<p>(対象) <u>令和5年7月1日以降に作成された公正証書など</u></p> <p>(対象経費) 公証人手数料、家庭裁判所等に提出する収入印紙代・戸籍謄本など添付書類の取得費用、連絡用の郵便切手代</p> <p>(補助額) 対象経費の金額（上限4万円） ※取決めを交わした同内容の文書1件につき、1回限り</p> <p>(必要書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当証書の写し * 児童扶養手当受給者のみ (2) 本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し * 児童扶養手当を受給していない方 (3) 補助対象経費の額がわかる領収書等 (4) 公正証書などの写し など 	<p>(対象) <u>令和5年7月1日以降に締結した養育費保証契約（保証期間は一年以上）</u></p> <p>(対象経費) 保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、初回分の保証料として本人が負担する費用</p> <p>(補助額) 上記保証料を上限とし、1月当たりの養育費と5万円のいずれか低い額 ※1人1回限り</p> <p>(必要書類)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童扶養手当証書の写し * 児童扶養手当受給者のみ (2) 課税証明書 * 児童扶養手当を受給していない方 (3) 本人及び対象児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し * 児童扶養手当を受給していない方 (4) 補助対象経費の額がわかる領収書等 (5) 公正証書などの写し (6) 養育費保証契約書の写し など

※長久手市内にお住まいの方が対象です。

(申請方法)

長久手市役所子ども家庭課にて事前に相談のうえ（やむをえず来られない場合を除く）、公正証書などを作成または保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に、必要書類を郵送または持参してください。



【お問い合わせ先】
長久手市子ども家庭課 Tel.56-0633